

令和2年3月12日
海事局安全政策課

船上揚貨装置の安全に関するガイドライン案及び陸上電源供給に関する 運用ガイドライン案が作成されました

～国際海事機関（IMO）第7回船舶設備小委員会*（SSE 7）の開催結果概要～

船上揚貨装置の不具合による事故及び陸上電源供給（陸電）作業に関する事故の軽減・防止のため、英国ロンドンの国際海事機関（IMO）において、ガイドライン案が作成されました。今後、IMOの海上安全委員会（MSC）において最終的に決定される予定です。

※ 船舶に設置する装置や設備の安全基準を検討する小委員会。

令和2年3月2日から6日にかけて、英国ロンドンIMO本部にて、第7回船舶設備小委員会が開催されました。

主な審議結果は以下のとおりです。

1. 船舶に搭載される揚貨装置及び揚貨装具（フック等）の設計、製造及び搭載といったハードウェア要件、並びに年次詳細検査、各種試験、点検・保守、操作及び作動不能時の取り扱い等について総合的にまとめた「船上揚貨装置の安全に関するガイドライン案」が作成されました。
2. 陸側・船側の陸電装置の適合性評価及び接続時の試験、保守時の安全に関する注意事項、作業人員の訓練及び習熟等をまとめた「陸電作業に関する運用ガイドライン案」が作成されました。

その他、RORO旅客船の火災安全対策、液化ガス運搬船用固定式ドライケミカル粉末消火設備の承認のためのガイドラインの改正などについて審議されました。

審議結果の詳細は別紙をご参照ください。



【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室 浦野、西室

代表：03-5253-8111（内線 43-562、43-566）

直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642